

第27期 平成28年度 北王流通株式会社 運輸安全マネジメント実施計画書(準大規模事業者)

項目	内 容	実施結果の評価	次年度の改善計画
経営責任者の責務と基本的方針	<p>1 経営者の責務</p> <p>(1) 輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有するものとし、全社的な安全性向上の取組みを主導し、企業全体に安全意識の浸透を図る。</p> <p>(2) 輸送の安全を確保するため、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 経営管理の手法である計画、実施、評価、改善のサイクルの実践により、継続的に輸送の安全性の向上を図るため、業務の実施及び管理の状況の適否を常に確認し、必要な改善を行う。</p> <p>(4) 安全マネジメントを担当する従業員の配置、指揮命令系統その他輸送の安全に関する責任ある組織体制を構築する。</p> <p>2 わが社の輸送の安全に対する基本的な方針【公表事項】</p> <p>(1) 全従業員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、その実現のため経営トップが主導的な役割を果たし、全従業員が一丸となって取組み絶えず安全性の向上を図る。</p> <p>(2) 輸送の安全に関する取組み状況等の情報に付いて、積極的に公表する。</p> <p>(3) 公共の道路を使用して仕事をしているという認識を常に持ち、運転に関する知識・技能の研さんに努め交通人身事故の防止を図る。</p> <p>(4) プロドライバーとしての自覚を高め悪質違反(酒酔い運転、酒気帯び運転、過労運転、薬物等使用運転、無免許・無資格運転、過積載運行、最高速度違反、救護義務違反)を絶対させない。</p> <p>(5) 運行管理体制及び車両管理体制の充実強化を図り、法令に定められた運行管理及び車両管理が適切に機能するよう配慮する。</p> <p>(6) 現場の声を安全性向上方策に継続的に反映させる等、全体の安全性を計画的に向上させる。</p> <p>(7) 参加・体験・実践型の研修・指導等の実施により、運転者の能力向上を図る。</p> <p>(8) 安全に対する基本的な方針及びそれに基づく目標・計画を従業員に周知徹底する。</p>		

項目	内 容	実施結果の評価	次年度の改善計画
基本方針達成の具体的な目標・計画	<p>1 目標の設定【公表事項】(※重点事項)</p> <p>(1) 交通事故の減少目標 ア. 重大人身事故(第一当事者) ゼロ それ以外の人身事故 ゼロ%減 イ. 物損事故 対前年度 抑制目標 100%</p> <p>(2) 輸送の安全に関する投資額 ISO認証取得 ⇒ 環境に配慮したエコドライブ推進 エコドライブ講習の開催 ⇒ 年 2 回の開催 動態管理システム(TMS)の導入 ⇒ 輸送異常の早期発見 (28度) 予算額 2000 万円</p> <p>2 目標達成のための計画</p> <p>(1) 運行管理体制の充実強化 ア. 点呼及び指導監督等の運行管理業務を確実に実施できるように運行管理者の勤務体制を確立するとともに週仕事を育成し資格取得させる。 10人/年育成 10人資格取得(補助者育成含む) イ. 経営トップは運行管理者の業務(19項目)の実施状況について、その適否を適宜確認し指導監督する。運行管理推進会議の開催。 役員4名ユニット毎 巡回指導 1回/月 ウ. 過労運転の防止を図るため、運行管理者に対して個々の運転者の拘束時間・運転時間・連続運転時間・休憩時間・休息期間等の労働時間等を把握管理させる。 (運転日報デジタル管理)</p> <p>(2) 教育及び研修の充実強化(※重点事項) ア. 運転者等の年齢、経歴、能力等に応じて、共用の教育・研修施設等を活用し人材育成を図る。 安全講習会の開催1回/1人・年 イ. 安全マネジメントに係る要員に対する教育・研修を行う。 安全7者会議を発足し教育、研修のレベル向上を図る 管理者教育4回/年 安全推進会議(委員会)の開催8回/年 ウ. 教育・研修については、点呼等の機会を捉えて意思疎通を十分図るとともに、運転者の特性や運行実態等を踏まえ、運転者からの安全対策の提案を踏まえて実施する。 (新人研修) エ. 現任の運転者に対する一般的な指導及び監督(告示1366号)を計画的、効果的に実施するため年間の実施計画を別に定める。 事故防止安全活動の取り組みの継続と推進(事業所別計画作成) 各ユニットにてリーダーチーフ会議を開催 各ユニット毎 1回/月 事故惹起者に対する特別研修の開催 1回/月</p>	<p>(1) -ア 第一当事者重大事故 ゼロ 達成 それ以外の人身事故 対前年度比 266.61% 増</p> <p>(1) -イ 物損事故 対前年度比 12.5% 減</p> <p>* ISO認証取得 * 1回/年(18)人開催 TMS導入</p> <p>(1)- ア 3人/年育成 3人資格取得(補助者育成含む)</p> <p>(1)- イ 7営業所開催、延べ96回開催。 実施率100%</p> <p>(1) -ウ 運行管理者によるデジタルタコグラフに目視チェックと是正指導を実施</p> <p>(2) -ア 安全講習会の開催 12回/年 延べ 142名</p> <p>(2) -イ 管理者教育 1回/月 延べ 18回開催・延べ 20時間/人</p> <p>(2) -ウ 新人研修 72名実施</p> <p>(2) -エ 初任診断・健康診断・運転記録証明取得活用・資格取得任用・渉外活動参加・特別検証等実施</p>	<p>別紙取り纏め展開済み 27期の計画を基に28期は目標設定</p> <p>継続した審査継続 エコドライブ講習主催会社を変更し継続</p> <p>社内研修にて、 資格取得必須課題として認定継続</p> <p>役員4名にて、延べ96回を継続</p> <p>募集の強化、SC雇用にて 時短、休日数の増加を図る。</p> <p>安全7者会議の継続 特別研修の継続</p> <p>初級、中級、上級管理者研修内での 安全講習の継続 新人研修のレベルアップ</p>
	<p>期中「安全ディレクター会議」へ呼称変更</p>	<p>安全ディレクター会議の継続開催</p>	

項目	内 容	実施結果の評価	次年度の改善計画
基本方針達成の具体的な目標・計画	<p>(3) 運転者台帳を確実に作成(補正)し、運転者の安全管理に活用する。</p> <p>(4) 初任運転者の採用に際しては、初任診断(義務)を受診させるほか、「運転記録証明書」を活用して個別指導する。 トレーニングプログラム活用とヒヤリングの実施 抜き打ち追走指導を実施</p> <p>(5) 平成28年度社内ドライバーコンテスト年/2回開催する。 営業所、個人、チーム 表彰</p> <p>(6) 輸送の安全に関する情報(事故事例、ヒヤリハット事例)を運転者等が共有するため事例の掲示及び事故防止研修会をタイムリーに開催する。 掲示板活用と事故事例検証の実施</p> <p>(7) 交通事故、災害等が発生した場合の報告連絡体制及び指揮命令系統を定め事故報告の内容が速やかに社内に伝達されるよう整備しておく。 24時間連絡体制構築</p> <p>(8) 輸送の安全推進に係る行事等・参画を計画する。 春夏秋・年末年始特別輸送体制</p>	<p>(3) 全選任ドライバーの運転者台帳 補正済</p> <p>(4) 初任診断、自社トレーニングプログラム実施済 運転記録証明取得活用 年2回(4・10月)取得 多能化・追走指導 ⇒ 個別指導</p> <p>(5) ドライバーコンテスト 2～/9～月 2回開催済</p> <p>(6) 活動掲示板の活用・情報共有 7営業所 争い争家・争例による便証云々 1回/月(12回)</p> <p>(7) 委員会組織体制強化 緊急連絡網の整備 (一斉配信情報メール活用)</p> <p>(8) 特別指導強化月間の設定 5回/年</p>	<p>継続実施</p> <p>管理職による抜き打ち追走指導を継続</p> <p>内容のレベルアップ</p> <p>掲示板の活用強化 事故検証のレベルアップ⇒全社共有</p> <p>一斉メールを活用した訓練の実施</p>
安全マネジメントの適確な実施	<p>1 安全マネジメントを適確に実施し、輸送の安全に関する計画の作成実行、評価及び改善の一連の課程を円滑に進める。 P・D・C・A確認とステップUPリーダーチーフ会議1回/月 全社レビュー会開催1回/月</p> <p>2 安全マネジメントを実施するに当たり、相互に密接に関連する他の事業者がある場合は緊密に協力し安全性の向上に努める。 ユニット長会議にて各活動内容の報告⇒アドバイス</p> <p>3 下請事業者を利用する事業者は、当該下請事業者の安全マネジメントを阻害することのないよう配慮するとともに可能な限り協力するよう努める。 協力会社会議の定期開催 3ヶ月/1回</p>	<p>1 営業所長会議開催 1回/月(12回) 安全マネジメントレビュー会開催 毎月 12回/年開催</p> <p>2 別月度向題点・課題を討議共有化⇒指導・示唆 (TP・WH事業本部・管理本部連携)</p> <p>3 協力会社会議の定期開催 3ヶ月/1回(2回開催)</p>	<p>ユニット長会議に名称変更 毎月の進捗レビュー継続</p> <p>組織を抜本的に見直し、管理者を増員 小会議を増やし改革のスピードを上げる</p> <p>専門部署を設置 当社と同様の教育指導を実施</p>
事故発生時の改善策	<p>1 重大事故・災害の発生、人身事故の連続発生及び悪質交通違反の取り締まり等を受けた場合は、速やかに、原因を分析し、改善方策を立て全社的に教育・研修を実施し再発の防止を図る。</p>	<p>事象発生無いが軽微な人身・事故等 積極的に、検証・課題の発掘取組み実施</p>	

項目	内 容	実施結果の評価	次年度の改善計画
情報公開等	<p>1 次の事項を毎事業年度の経過後100日以内に、外部に対し公表する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全に関する基本的な方針、 ・輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、 ・自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 (前年度の総件数及び事故類型別の事故件数) ・輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統 ・輸送の安全に関する重点施策 ・輸送の安全に関する計画 ・事故、災害等に関する報告連絡体制 ・輸送の安全に関する教育及び研修の計画 ・輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容 <p>2 輸送の安全に係る以下の処分を受けた場合は、その内容並びに当該処分にに基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を遅滞なく公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送の安全確保命令 ・事業改善命令 ・自動車その他の輸送施設の使用停止処分 ・事業停止処分 		<p>2016年11月中に社内告示 28期安全マネジメントの概要を告示</p>
記録の管理	<p>1 マネジメントの実施状況が分かるように記録、保存する</p> <p>輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、チェック(評価)の結果(目標の達成状況)、その他輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法を定め、保存する</p>		<p>マネジメント本部主導にて実施</p>